

令和 8 年度

県単道路改良工事（本郷外・防草工）

特記仕様書

一般県道 君津大貫線

君津市 本郷 外

千葉県君津土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 2 0 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	5 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0. 7 8
その他の作業不能日	一日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：
5 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。なお、

	昼間作業	夜間作業	摘 要
県道工事中連続的に勤務する人員	3 人	—	片側交互通行
土砂搬出先に勤務する人員	1 人	—	土砂運搬時

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同

システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成后 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。また、元請業者においては、建設発生土の搬出先が確認できる受領書の写しのほか、法令等に基づき必要な書面を作成し、5 年間保存すること。

1) 指定（A）（その他）の場合

建設発生土（6 8m³）は、富津市新富地先に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第 2 章 材 料

第 6 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
目地板	○			
溶接金網	○			
目地シート	○			

第 3 章 施 工

第 7 条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント 比 (%)
防草コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	60以下

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする

第8条 防草目地工

1. 路面の処理；路面に凹凸や窪みがある場合は、目地充填セメント等を用いて、施工面が平らになるように処理を行う。広範囲に使用した際は硬化するまで十分な養生が必要。
2. プライマー塗布；ラインチョークなどで位置だしを行い、施工面の砂埃を払い、刷毛を用いてプライマーを均一に塗布する。
(使用目安 50ml/m)残ったプライマーは密封し、容器の記載に従い保管する。
3. 貼付け準備；プライマーが乾いたのを確認後、目地シートを拵げ、離形紙を順次剥がしていく。剥がす際は離形紙が破れないよう注意。
4. 加熱；目地シートの裏面（離形紙の付いていた面）を、トーチランプ等を用いて加熱する。プライマーに引火する恐れがあるので、注意。
5. 貼付け；加熱後、シートが冷えないうちに速やかに貼り付ける。加熱しすぎると、表面に指の跡がつくので注意が必要。シートとシートの重ねは、5cm以上。目地シートの表層には、サンドが付着しているため、重ねて貼り付ける前に、表層を加熱し、付着しやすい状態にすることが必要となる。また、貼付後は、しっかりと圧着する。急カーブのある現場では、そのまま貼り付けると皺や浮き上がりが発生する恐れがあるため、カーブにあわせて短くカットし、重ねて貼り付ける。
6. 転圧；貼付後、ゴムハンマー等を用い、転圧を行う。特に、シートの両端に浮き上がりが無いよう、注意する。シートが冷め、靴跡が着かない状態になれば踏圧も可能。
7. 点検；シートの浮き上がりが無いかを確認し、浮いた部分があれば鎌などを用いて持ち上げ、家庭用バーナーなどを用いてシート裏面を加熱し、再圧着を行う。

第9条 防草工

1. コンクリート打設後、目地やつなぎ目にひびが入った際には、モルタル等で穴埋めを行うこと。

第 4 章 そ の 他

第 10 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft Word、Excel データ

第 11 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。

第 12 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 対象工事 ・ 対象工事以外
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: 土工(小規模) ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない